

港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱

制 定 平成31年2月25日 港湾管一第879号（局長決裁）
最近改定 令和5年6月1日 港湾港第119号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）及び横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、港湾施設の使用等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 許可申請等

（申請書）

第2条 規則で定める港湾施設の使用許可等の手続に係る申請書及び届出書は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第1項に規定する申請書
 - ア 係留施設使用許可申請書 第1号様式
 - イ 係留施設使用許可申請書（はしけ） 第2号様式
 - ウ 港湾施設（上屋・荷さばき地）使用許可申請書 第3号様式
 - エ 移動式施設使用許可申請書 第4号様式
 - オ 旅客施設使用許可申請書 第5号様式
 - カ 定期使用許可申請書 第6号様式
 - キ 専用使用・占用（継続）許可申請書 第7号様式
 - ク 許可事項等変更申請書 第8号様式
 - ケ 上屋・荷さばき地 使用 全部・一部 完了申請書 第9号様式
- (2) 規則第8条第1項に規定する申請書
 - ア 工作物等設置（廃止・変更）承認申請書 第10号様式
- (3) 規則第9条第1項に規定する申請書
 - ア 行為（撮影）許可申請書 第11号様式
 - イ 行為（催事、集会等）許可申請書 第12号様式
 - ウ 許可事項等変更申請書 第8号様式
- (4) 規則第11条第1項に規定する申請書
 - ア 港湾環境整備施設における設置等（継続）許可申請書 第13号様式
 - イ 許可事項等変更申請書 第8号様式
- (5) 規則第13条第1項に規定する申請書
 - ア 専用使用・占用（継続）許可申請書 第7号様式
 - イ 許可事項等変更申請書 第8号様式
- (6) 規則第15条の3第1項に規定する届出に係る届出書
 - ア 旅客人数届出書 第14号様式
- (7) 規則第17条第3項に規定する申請書
 - ア 使用料等減免申請書 第15号様式

- イ 入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料 減免申請書 第16号様式
 - ウ 旅客受入設備使用料減免申請書 第17号様式
 - エ 許可事項等変更申請書 第8号様式
 - (8) 規則第18条第2項及び第23条第2項で準用する同条第2項に規定する申請書
 - ア 使用料等返還申請書 第18号様式
 - イ 旅客受入設備使用料返還申請書 第19号様式
 - (9) 規則第27条第1項に規定する申請書
 - 工事承認申請書 第20号様式
 - (10) 規則第29条において準用する第17条第3項に規定する申請書
 - ア 貸付料減免申請書 第21号様式
 - イ 貸付料減免事項変更申請書 第22号様式
- (使用許可手続の特例)

第3条 規則第3条第1項ただし書に規定する使用許可の手続は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表第1第1号エの表に定める港湾環境整備施設の運動広場及びテニスコート並びに条例別表第4第1号ウ(ア)の表に定める日本丸メモリアルパークの展示施設（特別展示室を除く。）及び同号ウ(エ)の表に定める海づり関連施設の緑地の使用料又は利用料金を納めた者に対して、証を交付し、これをもって使用許可をしたものとする。
- (2) 条例別表第1第1号エの表に定める新港ふ頭内の緑地附帯駐車場、条例別表第4第1号イ(ア)の表に定める大さん橋国際客船ターミナルの旅客施設附帯駐車場並びに同号ウ(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)に定める日本丸メモリアルパーク、臨港パーク、横浜港シンボルタワー及び海づり関連施設の緑地附帯駐車場（1月単位で利用する場合を除く。）を使用しようとする者に対して、証を交付し、これをもって使用許可をしたものとする。

(食品等の販売に係る届出)

第4条 ふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において、食品その他市長が指定する物品を移動式の設備により販売しようとする者は、市長が必要と認める書類を添えた食品等販売届出書（第23号様式）を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出をした者に対し、食品等販売届出済証（第24号様式）を交付するものとする。

第3章 審査基準

(審査基準)

第5条 条例に定める許可及び承認に当たっては、次に掲げる事項を基準に個別の事案ごとに審査するものとする。

- (1) 条例第4条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、同条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
 - ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
 - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
 - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
 - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。

- オ その他市長が必要と認めたとき。
- (2) 条例第12条の規定による許可を行うことができる場合は、港湾施設の全部又は一部を一時的に独占して使用するときとし、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
 - ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
 - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
 - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
 - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
 - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (3) 条例第14条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
 - ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
 - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
 - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
 - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
 - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (4) 条例第16条第1項の規定による許可を行うことができる場合は、条例第4条第3項に規定する次のアからオまでに該当しないことを基準とする。
 - ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
 - イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
 - ウ 公益を害するおそれがあるとき。
 - エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
 - オ その他市長が必要と認めたとき。
- (5) 条例第19条の規定により使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の全部又は一部を免除することができる場合は、同条及び規則第17条第1項に規定する次のアからエまでのいずれかに該当することを基準とする。
 - ア 地方公共団体その他公共的団体が公用又は公共の用に供するため使用する場合
 - イ 災害その他使用許可、行為許可、設置等許可又は占有許可を受けた者（以下「使用者等」という。）の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合
 - ウ 横浜市の発展又は横浜港の振興のため必要があると認めるものとして市長が告示する事由に該当する場合
 - エ その他市長が必要と認めた場合
- (6) 条例第20条ただし書の規定により使用料等の全部又は一部を返還することができる場合は、同条及び規則第18条第1項において準用する規則第17条第1項第2号に規定する次のア又はイのいずれかに該当することを基準とする。
 - ア 災害その他使用者等の責めに帰すことができない事由により、当該港湾施設の全部又は一部を使用することができない場合
 - イ その他市長が必要と認めた場合
- (7) 条例第28条の規定による承認を行うことができる場合は、次のアからオまでに

該当しないことを基準とする。

- ア 港湾施設の設置の目的に反するとき。
- イ 港湾施設の管理上支障があるとき。
- ウ 公益を害するおそれがあるとき。
- エ 感染症の予防又は感染の拡大の防止をする必要があるとき。
- オ その他市長が必要と認めたとき。

第4章 雑則

(貸付料の減額基準)

第6条 条例第32条ただし書の規定を適用する基準は次のとおりとする。なお、貸付料の計算の根拠となる数量及び期間は、市長が借受者からの申出を精査し、認められるもののうち必要最小限のものとする。

(1) 適用する場合

次のいずれかに該当することとする。

- ア 借受者が横浜港の国際競争力を強化するために、貸付施設を供用しながら、市長が認める改良工事（以下「改良工事」という。）を行うとき。
- イ 改良工事により他の貸付施設が機能制限を受けるとき、又はその影響により一時的に他施設の利用に供するとき。
- ウ 借受者が横浜港の国際競争力を強化するために、収益の見込めない用途としての使用に限られる施設を、条例別表第6第1号におけるコンテナターミナル用地として一体的に供用するとき。

(2) 適用期間

ア 前号ア又はイを適用する場合

改良工事期間、改良工事により機能制限を受ける期間又はその影響により一時的に他施設の利用に供する期間

イ 前号ウを適用する場合

収益の見込めない用途としての使用に限られる施設を供用する期間

(貸付料の減免)

第7条 条例第33条の規定により貸付料を減免することができる場合は、同条に規定する次の事項に該当することを基準とする。

災害その他借受者の責めに帰すことができない事由により、借受者が貸付けを受けている港湾施設の全部又は一部を使用することができなかつた場合

(滞納処分等)

第8条 使用者等が、規則第16条に規定する納期までに使用料等を納付しない場合における督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分については、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年6月横浜市条例第14号）の定めるところによる。この場合において、滞納処分についての事務は、市長が命ずる職員が行うものとし、当該職員が滞納処分を行うときは、必ず横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証（第25号様式）を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(標準処理期間)

第9条 条例又は規則で定める使用許可等の申請に対する標準処理期間は、申請を受

ける事務所備付け等により公にする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条第1項及び第5条の規定は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年2月15日港湾管一第700号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

附 則（令和4年3月25日港湾港第730号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

附 則（令和4年9月15日港湾港第268号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

附 則（令和5年1月25日港湾港第535号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

附 則（令和5年5月25日港湾港第119号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の規定による様式書類の作成その他の行為は、改正後の要綱の規定による行為とみなす。

係留施設使用許可申請書

年 月 日

（申請先）

船長氏名

申請者の氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

申請者の住所又は所在地

担当者の氏名・連絡先

次のとおり係留施設（岸壁・物揚場）を使用したいので申請します。

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード				
船舶 基本 情報	船名		IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号）	
	船種 【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 / 【 汽船・機船・機帆船・その他 】			
	国籍		船籍港	
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符合（信号符号） 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主 等 情報	船主名（所有者名）・住所・電話番号又はFAX番号		（コード）	
	（名前）			
	（住所）			
	（電話番号又はFAX番号）			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号（運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること）			
	（名前）		（コード）	
	（住所）			
入港 情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	係留施設（希望船席）名称・場所		（コード）	
	着岸（予定）日時 月 日 時 分		離岸（予定）日時 月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで	
	運航区分【入港・移動】	着岸舷側【左舷・右舷】	（被）接舷船名	最大喫水（入港から出航まで） (m)
航海 情報	航路名		【優先指定・定期・不定期】	
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】 (予定日時) 月 日 時 分			

(裏)

船名		IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
	その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報	入港時	品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)		こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)			
		一般船舶等保障契約証明書			
		難破物保障契約証明書			
		CLC 条約証書			
		バンカー条約証書			
		ナイロビ条約証書			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項*	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【なっている・なっていない】		
		⑤保障限度額			
	過去1年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】				
備考	*総トン数100トン以上1,000トン以下の一般船舶 (燃料油油濁損害)、総トン数100トン以上300トン未満の一般船舶 (船骸撤去等の費用) に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。				

(注意) 貨物情報欄の (数量) には、貨物の容積 (容積トン (M/T)) 及び重量 (重量トン (K/T)) をそれぞれ記載してください。

(A4)

※ 使用確認番号

係留施設使用許可申請書（はしけ）

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）
 連絡先

次のとおり係留施設（岸壁・物揚場）を使用したいので申請します。

①使用者コード									
② 貨物区分				③揚積区分		使用施設名		④施設コード	
1=輸出 2=輸入 3=移出 4=移入 9=その他				1=揚 2=積					
⑤使用年月日		⑥はしけ隻数		⑦船腹トン数合計		⑧はしけ仕向仕出港		⑨本船係留 ふ頭コード	
年 月 日									
はしけ船名		はしけ登録番号		船腹トン数		使用期間			
1						(開始) 月 日 時 分～ (終了) 月 日 時 分			
2						月 日 時 分～ 月 日 時 分			
3						月 日 時 分～ 月 日 時 分			
品名	⑩品種 コード	数量	⑪重量トン数 単位コード			⑫容積トン数 単位コード			※換算 トン数
1									
2									
3			T=K/T K=KG			T=M/T M=M ³			
4									
5									

備考

（注意） ※印欄には、記入しないでください。

※登録確認

第3号様式（第2条第1号ウ）

港湾施設（上屋・荷さばき地）使用許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）
 連絡先

次のとおり上屋・荷さばき地を使用したいので申請します。

使用者 コード		施設の種類	1.上屋 2.荷さばき地
施設 コード		施設名称	
使用面積	m ²	使用区画 (区画名)	
使用予定期間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨物	品名コード	品名	個数・トン数
備考			

（注意）該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載してください。

(A4)

第4号様式（第2条第1号エ）

移動式施設使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 連絡先

次のとおり移動式施設を使用したいので申請します。

使用者コード	
港湾名	
船名	
信号符字(コールサイン)等	
係留施設名	
施設コード	
使用する港湾施設名	自走式渡船橋 台 その他 () 台
使用予定日時	着岸から離岸まで (開始) 月 日 時 分 (終了) 月 日 時 分
	着岸時 (開始) 月 日 時 分 (終了) 月 日 時 分
	離岸時 (開始) 月 日 時 分 (終了) 月 日 時 分
	その他 (開始) 月 日 時 分 (終了) 月 日 時 分
備考	

第5号様式（第2条第1号オ）

旅客施設使用許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連絡先

次のとおり旅客施設を使用したいので申請します。

- 1 使用する港湾施設の名称及び使用場所（場所を指定する場合に限る。）
- 2 使用する面積等の数量
- 3 使用する目的
- 4 使用する期間
- 5 添付資料
- 6 備考

第6号様式（第2条第1号カ）

定期使用許可申請書

（申請先）

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連絡先

次のとおり岸壁を使用したいので申請します。

使用者コード	
--------	--

申請の理由								航路名		
使用岸壁		期 間					(コード)			
		年 月 日 ~		年 月 日						
No.	信号符字	船名	船の全長	国 籍	総トン数	国際総トン数	重量トン数	船の種類	使用日	予 定 時 間
1										~
2										~
3										~
4										~
5										~
6										~
7										~

備 考

第7号様式（第2条第1号キ・第5号ア）

専用使用・占用（継続）許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連絡先

次のとおり港湾施設を使用・占用（継続）したいので申請します。

- 1 使用（占用）する港湾施設の名称及び使用場所（場所を指定する場合に限る。）
- 2 使用（占用）する面積等の数量
- 3 使用目的
- 4 使用（占用）する期間
- 5 設置する工作物等の概要
- 6 添付書類
- 7 備 考

許可事項等変更申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

年 月 日 第 号で許可（承認）を受けた に
ついて、次のとおり許可事項等に変更が生じたので申請します。

変更する許可事項等	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変更する理由	

第9号様式（第2条第1号ケ）

上屋 使用 全部 完了申請書
 荷さばき地 一部

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 連絡先

次のとおり 上屋 荷さばき地 の使用を完了したので申請します。

① 利用者コード	② 許可番号

※完了番号

貨物蔵置場所		使用目的	
施設区分	施設コード	1=ターミナル用 2=G/D用 3=一般蔵置用 4=CY用 5=MY用 6=コンテナ蔵置用 9=その他	
1=上屋 2=荷さばき地			
許可区分		許可期間	
1=輸出 2=輸入 3=輸出・輸入 4=内国 5=コンテナ(空) 9=その他		(開始) (終了) 年 月 日 ~ 年 月 日	
許可面積	区画番号	連続	区画数
		連続 ~	
		連続 ~	
		個別	

③ 完了年月日			
年 月 日			
④ 完了面積	⑤ 区画番号	連続	区画数
残面積		連続 ~	残区画数
		個別	
船名	係留施設名		出港(予定)年月日
			年 月 日

※備考

※登録確認

(注意) 1 使用完了の区分(全部又は一部)は、許可に対する区分を選んでください。
 2 ※印欄には、記入しないでください。

第10号様式（第2条第2号）

工作物等設置（廃止・変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連 絡 先

年 月 日 第 号で許可を受けた使用場所に、次のとおり工作物等を設置（廃止・変更）したいので申請します。

使用する港湾施設名	
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
設置（廃止・変更）する工作物等の概要	
設置（廃止・変更）開始日	年 月 日
設置（廃止・変更）する期間	年 月 日から 年 月 日まで
設置（廃止・変更）する理由	
設置の方法（工事の概要）	
設置に要する期間（工事の期間）	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	
添 付 書 類	

(A4)

行為（撮影）許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）

次のとおり港湾施設内で撮影を行いたいので申請します。

使用する 港湾施設の名称		
使用する期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	
撮影の概要	<input type="checkbox"/> 広告写真等の撮影 <input type="checkbox"/> 映画等の撮影 ()	
予定人員	人	
関係車両	台（車両の種類）	
設置物の有無	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無	
使用料	円	
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

備考	
----	--

行為（催事、集会等）許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
 申請者 氏名又は名称
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）

次のとおり港湾施設内で催事、集会等を行いたいので申請します。

使用する 港湾施設の名称		
使用する期間	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで(日間)	
行為の概要	<input type="checkbox"/> 催事 <input type="checkbox"/> 集会 <input type="checkbox"/> その他 ()	
使用する 面積等の数量		
使用形態		
参加予定人員	人	
入場料徴収の有無	有（入場料 1人 円） ・ 無	
連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

備考	
----	--

港湾環境整備施設における設置等（継続）許可申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連絡先

次のとおり港湾環境整備施設において施設を
設置
管理
（継続）したいので申請します。

- 1 施設の設置又は管理を行う港湾環境整備施設の名称
- 2 設置又は管理する施設の面積
- 3 設置又は管理する期間
- 4 設置又は管理する施設の概要
- 5 添付書類（事業概要等）
- 6 備考

(A4)

第 14 号様式 (第 2 条第 6 号)

旅客人数届出書

年 月 日

(届出先)

住所又は所在地
 届出者 氏名又は名称
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)
 連 絡 先

旅客人数について、次のとおり届け出ます。

使 用 月
年 月

コ ー ル サ イ ン	船 名	係 留 岸 壁	着 岸 日 時	離 岸 日 時	入 港 時 旅 客 数	出 港 時 旅 客 数
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
			/ :	/ :	人	人
計			/	/	人	人

(備考)

- 1 当該月に離岸日が属するものを記載し、翌月の5日までに提出すること。
- 2 入港時及び出港時旅客数は、旅客受入設備を使用し得る人数を記載すること。
- 3 様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

使用料等減免申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連 絡 先

次のとおり使用料等の免除を受けたいので申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
使用（占有）する面積等の数量	
使用（占有）する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除に係る期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
免除を受けようとする理由	

（備考）様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

第 16 号様式 (第 2 条第 7 号イ)

入 港 料
岸壁使用料 減免申請書
自走式渡船橋使用料

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連 絡 先

次のとおり入港料・岸壁使用料・自走式渡船橋使用料の免除を受けたいので申請します。

対 象 船 舶	名称及び信号符字		
	総 ト ン 数		
	停 泊 場 所		
	入 港 日 時		
	入 港 目 的		
	着 岸 日 時		
	運 航 者 名		
納 付 す べ き 金 額	入 港 料		
	岸 壁 使 用 料		
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料		
免 除 を 受 け よ う と す る 金 額	入 港 料		
	岸 壁 使 用 料		
	自 走 式 渡 船 橋 使 用 料		
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由			

(A4)

旅客受入設備使用料減免申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

次のとおり旅客受入設備使用料の免除を受けたいので申請します。

旅客船名(コールサイン)	()
着離岸日時	(着岸 ・ 離岸) 年 月 日 時 分
免除を受けようとする金額	
免除に係る旅客の数	人
免除を受けようとする理由	

(備考) 様式については、適宜修正して使用すること。

使用料等返還申請書

年 月 日

（申請先）

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連絡先

使用料等の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

使用（占有）する港湾施設の名称	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで
返還を受けようとする金額	
返還を受けようとする理由	

(A4)

旅客受入設備使用料返還申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

次のとおり旅客受入設備使用料の返還を受けたいので申請します。

旅客船名 (コールサイン)	()
着 離 岸 日 時	(着岸 ・ 離岸) 年 月 日 時 分
返還を受けようとする金額	
返還に係る旅客の数	人
返還を受けようとする理由	

(備考) 様式については、適宜修正して使用すること。

工事承認申請書

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

次のとおり工事を行いたいので申請します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の施工場所
- 3 工事の概要
- 4 工事の目的
- 5 工事の期間
- 6 添付書類

貸付料減免申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

次のとおり貸付けを受けている港湾施設の貸付料の免除を受けたいので申請します。

港 湾 施 設 の 名 称	
面 積 等 の 数 量	
貸 付 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免 除 に 係 る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
免除を受けようとする理由	

(備考)

- 1 免除を受けようとする施設の状態がわかる資料を添付すること。
- 2 様式については、適宜修正して使用すること。

(A4)

貸付料減免事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)
連絡先

年 月 日 第 号で通知を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので申請します。

変 更 す る 事 項	変更前の内容
	変更後の内容
変更事由が発生する年月日	年 月 日
変 更 す る 理 由	

食品等販売届出書

年 月 日

（届出先）

住所又は所在地
届出者 氏名又は名称
（法人の場合は、名称・代表者の氏名）
連 絡 先

次のとおりふ頭内（港湾環境整備施設内を除く。）において食品等を販売したいので届け出ます。

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他()

（注意） 食品衛生法に基づく営業許可が必要な業種については許可証の写しを、同法に基づく届出が必要な業種については、届出済みであることが確認できる書類（受付印が押印された届出書の写し（食品衛生申請等システムによる場合は、整理番号、届出内容及び当該届出申請が受付済みであることが印字されたもの）等）を添付してください。

(A4)

第24号様式（第4条第2項）

第 号

食 品 等 販 売 届 出 済 証

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

1 屋号又は商号	
2 販 売 品 目	
3 販 売 時 間	
4 販 売 場 所	
5 販 売 設 備	車の種類・番号 火気使用 有・無 火気種類 灯油・LPG・その他()
6 食品衛生法等に基づく 営業許可(報告)番号	
7 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

（表）

第	号	横浜市港湾施設使用料等滞納処分職員証	
写 真	所 属	横浜市港湾局	
	職 名	事務職員	
	氏 名	（ 年 月 日生）	
	年 月 日	年 月 日	
契 印		横浜市長	印
		（有効期限	年 月 日）

（A7）

（裏）

1	この証は、港湾施設使用料等の滞納処分を行う場合には、必ず携帯してください。
2	この証は、関係人の請求があった場合には、いつでもこれを提示してください。
3	この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。

（備考）

- 1 用紙は、厚質白紙を使用すること。
- 2 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。